

9月は動物愛護月間。命を守るために。

動物の正しい飼い方・関わり方

茨城県では、9月を「動物愛護月間」としています。広く県民の方に動物愛護と動物の正しい飼い方についての関心と理解を深めていくことを目的としています。この機会に動物との付き合い方を見直してみたいはいかがでしょうか。

犬・猫 共通で注意すること

○身元証明やマイクロチップなどをつけましょう

迷子をなくすためにも犬には鑑札・狂犬病予防接種済票を付け、万が一、首輪が抜けたときのためにマイクロチップもつけておきましょう。マイクロチップは動物病院でつけられます。

○不妊・去勢手術を受けましょう

生まれてくる子犬・子猫の将来を考え、不幸な命を作らないために『産まれない手術』、『産ませない手術』を受けましょう。

○ペットが命を終えるまで責任を持って飼いましょう

飼い主には、ペットがその命を終えるまで世話をを行う責任があります。どうしても飼えなくなった場合でも、飼い主が先に亡くなった場合でも、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意してあげることが飼い主の努めです。

犬はこんな ことにも注意！



○犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後90日を経過したすべての犬は「登録」と年1回の「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。

○犬はつないで、事故防止に心がけましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。人を噛んでしまう、迷子になるなどの事件事故の原因となります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

野良猫との 関わり方



○野良猫にエサを与えないでください！

エサを与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は結果的に野良猫の数をどんどん増やすことになり、近隣トラブル、事故・病気などで死亡する不幸な猫を増やしてしまうこととなります。

○野良猫が自宅敷地内に入ってお困りの方へ

野良猫が庭に寄り付いてお困りの場合は、ホームセンターなどで手に入る猫用忌避剤や木酢液などを庭にまくと効果があります。

※市及び県動物指導センターによる野良猫の捕獲や駆除は行っておりませんのでご了承ください。

■問い合わせ■

市民生活部 生活環境課 生活環境グループ 電話：52-1111(内線114)
茨城県動物指導センター 電話：0296-72-1200